一般社団法人千葉県社会福祉士会　広告掲載基準

規程第３６号
令和３年６月７日制定

（目的）
第一条　本規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会広告物掲載取扱規程（規程第３５号、以下「広告物掲載取扱規程」という。）第３条に定められている広告の規格等に関する具体的な事柄を定める事を目的とする。

（広告媒体）
第２条　民間企業等の広告を掲載する媒体は、次のとおりとする。
（１）機関紙「点と線」への広告掲載
（２）チラシ、冊子の郵送
（３）その他適当と会長が認めるもの

（広告の配布方法）
第３条　民間企業等の広告の配布方法は、次のとおりとする。
（１）機関紙「点と線」誌面一部（表紙下部、裏表紙下部）に掲載
（２）機関紙「点と線」配布時の同封
（３）その他適当と会長が認めるもの

（広告の規格）
第４条　民間企業等の広告の規格、及び、掲載位置、広告料等は、別表１のとおり定める。
２　第３条第３項の規格、及び、掲載位置、広告料等は、会長が定めることができる。

（広告の取り扱い）
第５条　広告の取り扱いに関する事務処理は、規程第７号一般社団法人千葉県社会福祉士会事務処理規程に基づき事務局が行う。

（改廃）
第６条　この基準を改廃するときには、会長の決裁を経なければならない。

附　則
１　この規程は、制定の日から施行し、令和３年６月７日から適用する。

別表１

広告媒体	機関紙「点と線」への広告掲載	機関紙「点と線」への配布物封入
配布方法	機関紙「点と線」誌面一部（表紙下部、裏表紙下部）に掲載 （紙面） Ａ４版１２頁 （部数） 郵送（会員１０００部、関係機関１５００部） メール４５１部 （方法） 誌面一部（表紙下部、裏表紙下部）に掲載※約３０００部	機関紙「点と線」配布時の同封 （配布先） （部数） 郵送（会員１０００部、関係機関１５００部） （方法） 発送物に同封
配布先	①会員 ②関係機関（行政、社会福祉協議会、福祉事業所等）	
掲載内容	１枠横 4.5 ㎝×縦 5.0 ㎝ （各号の広告枠は全８枠）	①Ａ４　１枚 ②冊子（２５ｇ以内）
掲載料	１枠１回 ①表紙　　11,000 円 ②裏表紙　10,000 円	①10,000 円 ＋　実費 （会員宛　約 7,000 円） （関係団体宛　約 7,000 円） ②１冊　20,000 円 ＋　実費 （会員宛　約 20,000 円） （関係団体宛　約 20,000 円）
広告原稿	広告枠のデザインをＰＤＦデータで提出	印刷物 1000 部を指定の場所へ提出すること
提出期限	掲載号発行月の前月の１日まで	発行月の１日まで